第55号議案

桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平 成26年桶川市条例第20号)の一部を次のように改正する。

- (1)次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の 条の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を 当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項及び号に対応する改正前の欄の項及び号 が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項及び号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正 後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場 合を除く。

改正前

(最低基準の目的)

基準」という。)は、市長の監督に属す る家庭的保育事業等を利用している乳児 又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法 第6条の3第9項第2号、同条第10項第2 号、同条第11項第2号又は同条第12項第2 号の規定に基づき保育が必要と認められ る児童であって満3歳以上のものについ て保育を行う場合にあっては、当該児童 を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼 児」という。)が、明るくて、衛生的な 環境において、素養があり、かつ、適切 な訓練を受けた職員が保育を提供するこ とにより、心身ともに健やかに育成され ることを保障するものとする。

改正後

(最低基準の目的)

第2条 この条例で定める基準(以下「最低|第2条 この条例で定める基準(以下「最低 基準」という。)は、市長の監督に属す る家庭的保育事業等を利用している乳児 又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法 第6条の3第9項第2号、同条第10項第2 号、同条第11項第2号又は同条第12項第2 号の規定に基づき保育が必要と認められ る児童であって満3歳以上のものについ て保育を行う場合にあっては、当該児童 を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼 児」という。)が、明るくて、衛生的な 環境において、素養があり、かつ、適切 な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等 を行う事業所(以下「家庭的保育事業所 等」という。)の管理者を含む。以下同 じ。)が保育を提供することにより、心 (家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 略

家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事) 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事 業を行う場所を除く。次項、次条第2 業を行う場所を除く。次項、次条第1項 号、第14条第2項及び第3項、第15条第1 項並びに第16条において同じ。)には、 法に定めるそれぞれの事業の目的を達成 するために必要な設備を設けなければな らない。

(保育所等との連携)

- 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保)第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保 育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育 事業者」という。)を除く。以下この 条、**第7条**第1項、第14条第1項及び第2 項、第15条第1項、第2項及び第5項、第1 6条並びに第17条第1項から第3項までに おいて同じ。)は、利用乳幼児に対する 保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭 的保育事業者等による保育の提供の終了 後も満3歳以上の児童に対して必要な教 育(教育基本法(平成18年法律第120号)第 6条第1項に規定する法律に定める学校に おいて行われる教育をいう。第3号にお いて同じ。)又は保育が継続的に提供さ れるよう、次に掲げる事項に係る連携協 力を行う保育所、幼稚園又は認定こども 園(以下「連携施設」という。)を適切に 確保しなければならない。
 - (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保 育事業所等の職員の病気、休暇等によ り保育を提供することができない場合 に、当該家庭的保育事業者等に代わっ

身ともに健やかに育成されることを保障 するものとする。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 略

第2号、第14条第2項及び第3項、第15条 第1項並びに第16条において同じ。)に は、法に定めるそれぞれの事業の目的を 達成するために必要な設備を設けなけれ ばならない。

(保育所等との連携)

- 育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育 事業者」という。)を除く。以下この 条、次条第1項、第14条第1項及び第2 項、第15条第1項、第2項及び第5項、第1 6条並びに第17条第1項から第3項までに おいて同じ。)は、利用乳幼児に対する 保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭 的保育事業者等による保育の提供の終了 後も満3歳以上の児童に対して必要な教 育(教育基本法(平成18年法律第120号)第 6条第1項に規定する法律に定める学校に おいて行われる教育をいう。第3号にお いて同じ。)又は保育が継続的に提供さ れるよう、次に掲げる事項に係る連携協 力を行う保育所、幼稚園又は認定こども 園(以下「連携施設」という。)を適切に 確保しなければならない。
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保 育事業所等の職員の病気、休暇等によ り保育を提供することができない場合 に、当該家庭的保育事業者等に代わっ

て提供する保育を**いう**。)を提供する こと。 て提供する保育を**いう。以下この条に おいて同じ**。)を提供すること。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の 業務の遂行に支障が生じないようにす るための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業 者等は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を 行う者として適切に確保しなければなら ない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型著しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業A型事業者等」という。)
 - (2) 事業実施場所において代替保育が 提供される場合 事業の規模等を勘案 して小規模保育事業A型事業者等と同 等の能力を有すると市が認める者

- 4 市長は、次のいずれかに該当するとき は、第1項第3号の規定を適用しないこと とすることができる。
 - (1) 市長が法第24条第3項の規定による 調整を行うに当たって、家庭的保育 業者等による保育の提供を受けて出 利用乳幼児を優先的に取り扱う措置を優先的に取る保育事業者等による保育の提供のおいて、利用乳幼児に の提供の終了に際して、利用乳幼児に 係る保護者の希望に基づき、 必要な が要な が要な が要な がとき。
 - (2) 家庭的保育事業者等による第1項第 3号に掲げる事項に係る連携施設の確 保が著しく困難であると認めるとき (前号に該当する場合を除く。)。
- 5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法 律第65号)第59条の2第1項の規定によ る助成を受けている者の設置する施設 (法第6条の3第12項に規定する業務を 目的とするものに限る。)
 - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項 に規定する業務を目的とする施設であ って、法第6条の3第9項第1号に規定す る保育を必要とする乳児・幼児の保育 を行うことに要する費用に係る地方公

(食事の提供の特例)

第16条 略

- 2 略
 - (2) 略

(職員)

第23条 略

- 略
 - 第1項第4号のいずれにも該当しない者 (設備の基準)

第33条 略

上の幼児1人につき3.3平方メートル以 上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1 人につき3.3平方メートル以上である こと。

共団体の補助を受けているもの

(食事の提供の特例)

- 第16条 略
- 2 略
 - (2) 略
 - (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等 から調理業務を受託している事業者の うち、当該家庭的保育事業者等による 給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、 栄養面等、調理業務を適切に遂行でき る能力を有するとともに、利用乳幼児 の年齢及び発達の段階並びに健康状態 に応じた食事の提供や、アレルギー、 アトピー等への配慮、必要な栄養素量 の給与等、利用乳幼児の食事の内容、 回数及び時機に適切に応じることがで きる者として市が適当と認めるもの (家庭的保育事業者が第22条に規定す る家庭的保育事業を行う場所(第23条 第2項に規定する家庭的保育者の居宅 に限る。)において家庭的保育事業を 行う場合に限る。)

(職員)

第23条 略

- 2 略
- (2) 法第18条の5各号及び法**第34条の20** (2) 法第18条の5各号及び法**第34条の20** 第1項第3号のいずれにも該当しない者 (設備の基準)

第33条 略

(5) 保育室又は遊戯室の面積は満2歳以 (5) 保育室又は遊戯室の面積は満2歳以 上の幼児1人につき3.3平方メートル以 上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1 人につき3.3平方メートル以上である こと。

(居宅訪問型保育事業)

第37条 略

- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法 (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項 律第65号)第34条第5項又は第46条第5 項の規定による便宜の提供に対応する ために行う保育
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡 婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条 第5項に規定する母子家庭等をいう。) の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤 務に従事する場合への対応等、保育の 必要の程度及び家庭等の状況を勘案 し、居宅訪問型保育を提供する必要性 が高いと市が認める乳幼児に対する保

(利用定員の設定)

この章において「事業所内保育事業者」 という。)は、次の表の左欄に掲げる利 用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右 欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第6 条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定す るその他の乳児又は幼児をいう。)の数 を踏まえて市が定める乳幼児数以上の定 員枠を設けなくてはならない。

(設備の基準)

第43条 略

項第2号の規定に基づき保育が必要と 認められる児童であって満3歳以上の ものを受け入れる場合にあっては、**当**

(居宅訪問型保育事業)

第37条 略

- 又は第46条第5項の規定による便宜の 提供に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡 婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条 第5項に規定する母子家庭等をいう。) の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤 務に従事する場合又は保護者の疾病、 疲労その他の身体上、精神上若しくは 環境上の理由により家庭において乳幼 児を養育することが困難な場合への対 応等、保育の必要の程度及び家庭等の 状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供 する必要性が高いと市が認める乳幼児 に対する保育

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者(以下)第42条 事業所内保育事業を行う者(以下 この章において「事業所内保育事業者」 という。)は、次の表の左欄に掲げる利 用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右 欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第6 条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定す るその他の乳児又は幼児をいう。)の数 以上の定員枠を設けなければならない。

(設備の基準)

第43条 略

(5) 満2歳以上の幼児(法第6条の3第12 (5) 満2歳以上の幼児(法第6条の3第12 項第2号の規定に基づき保育が必要と 認められる児童であって満3歳以上の ものを受け入れる場合にあっては、**当** 該児童を含む。以下この章において同 じ。)を入所させる保育所型事業所内 保育事業所には、保育室又は遊戯室、 屋外遊戲場(保育所型事業所内保育事 業所の付近にある屋外遊戯場に代わる べき場所を含む。次号において同 じ。)、調理室及び便所を設けるこ と。

(連携施設に関する特例)

者にあっては、連携施設の確保に当たっ て、第6条第1号及び第2号に係る連携協 力を求めることを要しない。

附則

1 略

(食事の提供の経過措置)

この条例の施行の日(以下「施行日」と|第2条 この条例の施行の日(以下「施行 いう。)の前日において現に存する法第3 9条第1項に規定する業務を目的とする施 設又は事業を行う者が、施行日後に家庭 的保育事業等の認可を得た場合において は、施行日から起算して5年を経過する 日までの間は、第15条、第22条第4号(調 理設備に係る部分に限る。)、第23条第1 項本文(調理員に係る部分に限る。)、第 28条第1号(調理設備に係る部分に限り、

該児童を含む。)を入所させる保育所 型事業所内保育事業所には、保育室又 は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業 所内保育事業所の付近にある屋外遊戯 場に代わるべき場所を含む。次号にお いて同じ。)、調理室及び便所を設け ること。

(連携施設に関する特例)

- 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う|第45条 保育所型事業所内保育事業を行う 者にあっては、連携施設の確保に当たっ て、第6条第1項第1号及び第2号に係る連 携協力を求めることを要しない。
 - 2 保育所型事業所内保育事業を行う者の うち、法第6条の3第12項第2号に規定す る事業を行うものであって、市長が適当 と認めるもの(附則第3条において「特例 保育所型事業所内保育事業者」とい う。)については、第6条第1項本文の規 定にかかわらず、連携施設の確保をしな いことができる。

附則

第1条 略

(食事の提供の経過措置)

日」という。)の前日において現に存す る法第39条第1項に規定する業務を目的 とする施設又は事業を行う者(次項にお いて「施設等」という。)が、施行日後 に家庭的保育事業等の認可を得た場合に おいては、施行日から起算して5年を経 過する日までの間は、第15条、第22条第 4号(調理設備に係る部分に限る。)、第2 3条第1項本文(調理員に係る部分に限 第32条及び第48条において準用する場合 を含む。)及び第4号(調理設備に係る部 分に限り、第32条及び第48条において準 用する場合を含む。)、第29条第1項本文 (調理員に係る部分に限る。)、第31条第 1項本文(調理員に係る部分に限る。)、 第33条第1号(調理設備に係る部分に限 る。)及び第4号(調理設備に係る部分に 限る。)、第34条第1項本文(調理員に係 る部分に限る。)、第43条第1号(調理室 に係る部分に限る。)及び第5号(調理室 に係る部分に限る。)、第44条第1項本文 (調理員に係る部分に限る。)並びに第47 条第1項本文(調理員に係る業務に限 る。)の規定は、適用しないことができ る。

る。)、第28条第1号(調理設備に係る部 分に限る。)(第32条及び第48条において 準用する場合を含む。)及び第4号(調理 設備に係る部分に限る。)(第32条及び第 48条において準用する場合を含む。)、 第29条第1項本文(調理員に係る部分に限 る。)、第31条第1項本文(調理員に係る 部分に限る。)、第33条第1号(調理設備 に係る部分に限る。)及び第4号(調理設 備に係る部分に限る。)、第34条第1項本 文(調理員に係る部分に限る。)、第43条 第1号(調理室に係る部分に限る。)及び 第5号(調理室に係る部分に限る。)、第4 4条第1項本文(調理員に係る部分に限 る。)並びに第47条第1項本文(調理員に 係る業務に限る。)の規定は、適用しな

いことができる。

前項の規定にかかわらず、施行日後に 家庭的保育事業の認可を得た施設等につ いては、施行日から起算して10年を経過 する日までの間は、第15条、第22条第4 号(調理設備に係る部分に限る。)及び第 23条第1項本文(調理員に係る部分に限 る。)の規定は、適用しないことができ る。この場合において、当該施設等は、 第2条に規定する利用乳幼児への食事の 提供を同条に規定する家庭的保育事業所 等内で調理する方法(第10条の規定によ り、当該家庭的保育事業所等の調理設備 又は調理室を兼ねている他の社会福祉施 設等の調理施設において調理する方法を 含む。)により行うために必要な体制を 確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

(連携施設に関する経過措置)

3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型 保が著しく困難であって、子ども・子育 て支援法第59条第4号に規定する事業に よる支援その他の必要な適切な支援を行 うことができると市が認める場合は、第 6条第1項の規定にかかわらず、施行日か ら起算して5年を経過する日までの間、 連携施設の確保をしないことができる。

事業所内保育事業者を除く。)は、連携 施設の確保が著しく困難であって、子ど も・子育て支援法第59条第4号に規定す る事業による支援その他の必要な適切な 支援を行うことができると市が認める場 合は、第6条第1項本文の規定にかかわら ず、施行日から起算して10年を経過する 日までの間、連携施設の確保をしないこ とができる。

略

5 略 **第4条** 略

第5条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年8月28日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要 の改正をしたいので、この案を提出するものである。